

【青森県海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の新旧対照表】

改 正 後 (案)	現 行
青森県海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程 (趣旨) 第1条 海区漁業調整委員会（以下「委員会という。」）が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項の規定（これらの規定を第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第116条第2項及び第3項、第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。 (意見の聴取の決定) 第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。 (会議上の拘束) 第3条 (略)	青森県海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程 (趣旨) 第1条 海区漁業調整委員会（以下「委員会という。」）が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項第1並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。 (開催の決定) 第2条 委員会において、意見の聴取（<u>法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。</u>）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。 (会議上の拘束) 第3条 (略)

(期日、案件等の公示) 第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>次の各号に掲げる事項を公示する。</u> 一 <u>予定される処分内容及び根拠となる法の条項</u> 二 <u>処分の原因となる事実</u> 三 <u>意見の聴取の期日及び場所</u> 2 (略) (代理人) 第5条 当事者は、代理人を選任するときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。<u>選任した代理人を解任するときも同様とする。</u> (参加人) 第6条 委員会が必要があるときは、当事者以外の者であって当該処分につき利害関係を有するものと認められる者に対し、<u>意見の聴取に関する手続に参加することを求め、又は意見の聴取に関する手続に参加することを許可することができる。</u> 2 <u>前項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する者(以下、「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。</u> 3 <u>前条の規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。</u>	(期日、案件の公示) 第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u> (新設) 2 (略) (新設) (新設)
--	---

(意見の聴取の期日の変更)

第7条 (略)

2 (略)

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第8条 委員会は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、予定される処分内容及び根拠となる法の条項並びにその原因となる事実を出頭した者に対し説明しなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日に出頭して、陳述し、及び証拠を提出し、並びに委員会の許可を得て委員会に質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 委員会は、意見の聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、陳述若しくは証拠の提出を促すことができる。

5 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、陳述を制限することができる。

6 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命じることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 (略)

2 (略)

3 委員会は、前項の規定により、意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又は、その秩序を乱す者に対し退場を命じることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続) <u>第9条</u> <u>第6条の第1項の参加人の参加許可</u>の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。 (文書等の閲覧の手続) <u>第10条</u> <u>法第89条第6項(第86条第4項(免許後に条件を付ける場合に限る。)、第88条第4項、第92条第3項、第93条第3項、第116条第4項及び第177条第14項において準用する場合を含む。)</u>の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。 2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、<u>第15条第3項及び第16条第2項</u>において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な<u>陳述</u>の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。 3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、<u>法第89条第6項後段(第86条第4項(免許後に条件を付ける場合に限る。)、第88条第4項、第92条第3</u>	(参加人の参加許可の手続) <u>第7条</u> <u>令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可</u>の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。 (文書等の閲覧の手続) <u>第8条</u> <u>法第34条第7項(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。)</u>の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。 2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、<u>第11条第3項及び第12条第2項</u>において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な<u>弁明</u>の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。 3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、<u>法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。)</u>の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限
--	---

<u>項、第 9 3 条第 3 項、第 1 1 6 条第 4 項及び第 1 7 7 条第 1 4 項において準用する場合を含む。）</u>の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。 (補佐人の出頭許可の手続) <u>第 1 1 条</u> <u>第 8 条第 3 項</u>の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の 1 0 日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。 2 意見の聴取の審理における補佐人の<u>陳述</u>については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら<u>陳述</u>したものとみなす。 (<u>陳述書の提出</u>) <u>第 1 2 条</u> <u>当事者又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、委員会に対し、意見の聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。</u> <u>2 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠を示すことができる。</u> (<u>陳述書の記載事項</u>) <u>第 1 3 条</u> <u>前条第 1 項の陳述書</u>には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに<u>陳述書</u>に係る事案についての意見を記載するものとする。 (<u>意見の聴取の調書及び報告書</u>)	りでない。 (補佐人の出頭許可の手続) <u>第 9 条</u> <u>令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 2 0 条第 3 項</u>の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の 1 0 日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。 2 意見の聴取の審理における補佐人の<u>弁明</u>については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら<u>弁明</u>したものとみなす。 (新設) (<u>弁明書の記載事項</u>) <u>第 1 0 条</u> <u>令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 2 1 条第 1 項に規定する弁明書</u>には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに<u>弁明書</u>に係る事案についての意見を記載するものとする。 (新設)
---	---

<u>第14条 委員会</u>は、意見の聴取の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 <u>前項の調書</u>は、意見の聴取の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければならない。 3 <u>委員会は意見の聴取の終結後速やかに、当該事案に係る委員会の意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに知事に提出しなければならない。</u> 4 <u>当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。</u> (意見の聴取の調書及び報告書の記載事項) <u>第15条 前条第1項の調書</u>には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。 一～四 (略) 五 当事者等の<u>陳述</u>の要旨 (提出された<u>陳述書</u>における<u>陳述</u>を含む。) 六～七 (略) 2 (略) 3 <u>前条第3項の報告書</u>には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～三 (略) (意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)	(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項) <u>第11条 令第1条の2</u>において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。 一～四 (略) 五 当事者等の<u>弁明</u>の要旨 (提出された<u>弁明書</u>における<u>弁明</u>を含む。) 六～七 (略) 2 (略) 3 <u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～三 (略) (意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)
--	---

<u>第 1 6 条</u> <u>第 1 4 条第 4 項の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。</u> 2 (略) (続行期日の指定) <u>第 1 7 条</u> <u>委員会は、意見の聴取の期日における審理の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。</u> <u>2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見の聴取の期日においてこれを告知すれば足りる。</u> (意見の聴取の再開) <u>第 1 8 条</u> <u>委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。前条第 2 項本文の規定は、この場合について準用する。</u> (削る)	<u>第 1 2 条</u> <u>令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 2 4 条第 4 項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。</u> 2 (略) (新設) (意見の聴取の再開) <u>第 1 3 条</u> <u>委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 2 2 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。</u> (令の準用) <u>第 1 4 条</u> <u>令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 1 5 条(第 2 項第 2 号を除く。)</u><u>第 1 6 条、第 2 1 条、第 2 3 条及び第 2 4 条第 1 項から第 3 項までの規定は、法第 1 0 条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第 2 1 条第 1 項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事</u>
---	---

(削る)	者」と、同法第 2 3 条第 1 項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第 2 4 条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。 (準用) <u>第 1 5 条 第 2 条から第 6 条まで並びに第 9 条から第 1 1 条まで及び第 1 3 条の規定は、法第 1 0 条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</u>
------	---